

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に關しては、別に規定せられるもののほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>一 四十九の三（略）</p> <p>四十九の四 「ATCRBS」とは、地表の定点において、位置、識別、高度その他の航空機に關する情報 飛行場内を移動する車両に關するものを含む。）を取得するための航空交通管制の用に供する通信の方式をいう。</p> <p>四十九の五 九十三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>別表第二号 変更検査を要しない場合（第十条の四關係）</p> <p>一（略）</p> <p>二 無線設備の変更の工事のうち第十条第二項の規定により軽微なものとされるもの以外のものであつて、次に掲げるものの場合</p> <p>(1) (13)（略）</p> <p>(14) 同一人に属する二以上の航空機局又は航空機地球局でその航空機の定置場の所在地が同一総合通信局の管轄区域内にあるものにおいて、その一の航空機局又は航空機地球局の無線設備のうち免許規則第二条第六項第一号又は同項第一号の二に規定する装置を他の航空機局又は航空機地球局の無線設備として共通に使用する場合における当該他の航空機局又は航空機地球局の無線設備の変更の工事</p> <p>(15) (18)（略）</p> | <p>第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に關しては、別に規定せられるもののほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>一 四十九の三（略）</p> <p>四十九の四 「ATCRBS」とは、地表の定点において、航空機の位置、識別、高度その他の情報を取得するための航空交通管制の用に供する通信の方式をいう。</p> <p>四十九の五 九十三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>別表第二号 変更検査を要しない場合（第十条の四關係）</p> <p>一（略）</p> <p>二 無線設備の変更の工事のうち第十条第二項の規定により軽微なものとされるもの以外のものであつて、次に掲げるものの場合</p> <p>(1) (13)（略）</p> <p>(14) 同一人に属する二以上の航空機局又は航空機地球局でその航空機の定置場の所在地が同一総合通信局の管轄区域内にあるものにおいて、その一の航空機局又は航空機地球局の無線設備のうち免許規則第二条第六項第一号に規定する装置を他の航空機局又は航空機地球局の無線設備として共通に使用する場合における当該他の航空機局又は航空機地球局の無線設備の変更の工事</p> <p>(15) (18)（略）</p> |

| | |
|---|---|
| <p>別表第二号の三 A C A S , 航空用DME , タカソ又はVORを使用する無線局及びILS , MLS又はATCRBSの無線局の周波数(第13条第3項関係)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) A T C R B Sの無線局の周波数</p> <p>ア 地表に開設するもの</p> <p>イ <u>1,030MHz、1,090MHz</u></p> <p>イ <u>ア以外のもの</u></p> <p>1,090MHz</p> <p>(4) (略)</p> | <p>別表第二号の三 A C A S , 航空用DME , タカソ又はVORを使用する無線局及びILS , MLS又はATCRBSの無線局の周波数(第13条第3項関係)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) A T C R B Sの無線局の周波数</p> <p>ア 地表に開設するもの</p> <p>イ <u>1,030MHz</u></p> <p>イ <u>A T C T ランスポツダを使用するもの</u></p> <p>1,090MHz</p> <p>(4) (略)</p> |
|---|---|